

15. オスマン帝国史—比較の視点から

日時：2011年7月9日(土) 9時30分～11時45分

場所：北海道大学スラブ研究センター4階大会議室(403室)

報告者：秋葉淳(千葉大学)、佐々木紳(東京大学)

この研究会では、縮小しつつあった19世紀後半のオスマン帝国が「近代化」といかにして向き合い、どのような「帝国意識」を持っていたかが論じられた。

まず秋葉報告は、タンズィマート改革以降の行政区域の再編制による中央集権化とその限界、および『国家年鑑』や地理教科書に見るオスマン帝国の「領土的想像力」と、収縮する帝国の現実との乖離を論じた。

佐々木報告では、1860年代後半の新オスマン人運動と、70年代前半のパン・イスラーム論議を題材に、ムスリム・オスマン知識人の「帝国意識」が検討された。彼らの思考様式には、帝国主義・植民地主義の「客体」でありながら「主体」でもあるという両義性が内包されていた。列強に対する自らの「文明性」を主張しつつ、帝国内の「未開」集団を「文明化」するという意識、あくまでもムスリムが「治者」であるという意識があった。

以上の2報告に対しフロアから、オスマン帝国はイギリス帝国よりも「プレッシャー」を受けていた分、より強い「帝国意識」を持っていたのではないかと、とのコメントがなされた。また、末期のオスマン帝国は、バルカン地域を失うことで自らのイスラーム性を強調するようになり、アラブ地域を失うことで自らのトルコ性を強調するようになったのであり、同帝国の描く自画像は自らの収縮に対応したものではなかったかと指摘された。

秋葉報告に関し「東洋」認識について質問が行われたところ、地理教科書における「東洋」の扱いは小さくなく、極東に関しても、1890年の和歌山沖エルトゥールル号遭難事件や日露戦争までは帝国側の知識は乏しかったとの回答であった。また、自治州、自治領など行政単位の名称に関する質問がなされたところ、当時はさまざまな名称が混在し、統一性に欠けていたとの回答であった。「自治」という言葉はクレタに対して初めて適用されたものであり、「特権諸州」も19世紀後半から使われるようになった言葉である。その他、オスマン帝国による古代遺跡の「発見」と「所有」の実態、ロシア帝国における地理学との相違、といった点に関して質問が出された。

佐々木報告に関し1860～70年代の時代性について質問が出たところ、1870年代後半の露土戦争を境にして領域的イメージが大きく変化したのは事実であり、比較的「余裕」のあった60～70年代と列強の領土拡張傾向が強まった80年代以降とは雰囲気異なっていると回答がなされた。イスラームの統一からシーア派が除かれがちであったこと、トルコ Türkiye という名称はヨーロッパから輸入されたものであることなども話題になった。

19世紀オスマン帝国における領土的編制と領土的想像力

秋葉 淳

はじめに

「帝国」としてのオスマン帝国

I. オスマン帝国の領土的編制 (1840-1908)

1. タンズィマート改革以前

- ・軍管区と司法管区 (別系統) それぞれ行政・財政の単位
- ・在地有力者 (アーヤーン) の州、県軍政官職就任 「王朝」も出現→1820s から統合へ
- ・属国、自治州 (ワラキア、モルダヴィア、セルビア、サモス)

2. タンズィマート改革の施行 (1840~)

タンズィマート施行地域 (=「中核」) / 他の直轄領 / 自治領

- ・タンズィマート施行地域

バルカン (自治州、ボスニア、アルバニア除く) とアナトリア中西部

徴税官派遣、評議会、資産調査、徴税請負制廃止、新税制

1842年に徴税官、資産調査廃止、徴税請負制復活、州総督中心の新税制・行政制度

- ・直轄領：軍人総督による統治

- ・自治領 (ワラキア、モルダヴィア、サモス、エジプト、チュニス)

1845 地方有力者会議 (イスタンブル) →各戸収入調査 タンズィマート施行地域のみ

3. タンズィマートの拡大

1847 クルディスターンの「再征服」 クルディスターン州創設、タンズィマート施行 (この前後に、アナトリア東部、アルバニア地方もタンズィマート圏内に)

1849 州評議会 (eyalet meclisi) 規則、州総督・県令の任務再規定

ボスニア、シリア地方 (サイダー (ベイルート)、アレppo、シャーム (ダマスカス))

も対象、バグダードにも (1851) →タンズィマートが直轄領のほぼ全域に拡大

4. 州 (vilayet) 制改革 (1864~)

中央集権的、画一的な行政システム 州知事の強い権限 住民参加の拡大 (各種評議会、法廷) と官僚制的統制 開発 (公共事業)・教育

州制施行地域 / 特別法施行地域 / 非施行地域 (=特権諸州 eyalât-ı mümtâze)

- ・州制施行地域：少数精鋭の官僚に知事職を委ねて統制強化（ミドハト・パシヤ、ジェヴデト・パシヤ等）
大規模州の形成：ドナウ Tuna 州（スイリストレ州+ヴィディン州+ニシュ州の一部）、シリア Suriye 州（サイダー+シャーム）、アレppo Haleb（アレppo+アダナ）、バグダード州（モースルからバスラまで）など
→のちに再び細分化（1880年代～）
 - ・特別法施行地域 レバノン山岳地帯（1861）、クレタ（1868→1897自治州）
 - ・「特権諸州」エジプト（ヘディーヴ）（1882英により占領）、チュニス（ベイ）（1881仏保護国）、サモス（ベイ）；[ベルリン条約（1878）による]：ボスニア（オーストリア＝ハンガリー占領）、ブルガリア公国、東ルメリア州、
 - ・占領下の領域：キプロス、アダカレ
- ※第一次立憲政期（1876-78）の議会に特権諸州、レバノン山岳地帯から代議員選出されず

II. オスマン帝国における領土的想像力

1. 「国家年鑑 salname」に見るオスマン帝国領

1846年発刊 職官録 国家機構の総覧 官僚のハンドブック

地方官一覧（県レベルまで、後に郡まで）（毎号）、アルファベット順県郡名索引（2号）、各州の郡一覧（4号など）→帝国領を一望、領土認識、官僚の領土的知識

1850年代頃までの地方官一覧：バルカン諸州（エディルネから西回り）→アナトリア諸州（カスタモヌから横向きのS字）→アラブ諸州（シリア地方→イラク地方→アラビア半島→アフリカ）

※ 各地方のおおよそのまとまりを反映

※ 各州のステータスの違いは地方官、財務官の職名に反映（自治州には財務官記載なし）

1880年代：特権諸州を末尾に記載（ただし、記載事項少量）

1880年代末～：アラブ諸州が先頭 ヒジャーズ→イエメン→イラク諸州→シリア諸州→トリポリ→アナトリア諸州→バルカン諸州→直轄県（エルサレム、イズミト、山岳レバノンなど）→特権諸州（エジプト、チュニス、ボスニア、ブルガリア、東ルメリア、サモス）

※ アラブ優先政策 イスラーム主義政策

※ 外国による占領は無視

※ 特権諸州の項は帝国の宗主権の主張であると同時に権力の限界を如実に示す

2. 地理教科書に見るオスマン帝国領

学校教育での地理学（Cf. 地図の利用）

1880～1900年代の高等小学校・中学校の地理教科書

- ・三大陸にまたがる大国：「オスマン・ヨーロッパ *Avrupa-yı Osmanî*」「オスマン・アジア *Asya-yı Osmanî*」「オスマン・アフリカ *Afrika-yı Osmanî*」→地理教科書における絶対的な地域区分（「世界地理 *coğrafya-i umumi*」教科書ではバラバラに）。記述の順序も同様（「アジア」と「東洋 *şark*」）
 - ・定型的記述スタイル：海岸、山、川・湖（自然地理情報は充実（羅列的））→行政区分→各地の位置、人口、地形、特産品、建築物、遺跡他
 - ・「オスマン・アジア」の様々な下位区分：
 - (1) アナトリア、クルディスタン、ジャズィーラ（イラク）、シリア、ヒジャーズ=イエメン（Ali Cevad, Ali Tevfik）
 - (2) 海による分類：黒海沿岸部、マルマラ～エーゲ海、地中海、ペルシア湾、内陸部（Abdurrahman Şeref, Ahmed Cemal, Menemenlizade）
 - ・オスマン領の範囲（極大化）：エジプト領スーダンも含む 特権諸州も同等に記述 被占領はベルリン条約によるボスニアのみ（例外的に、Abdurrahman Şeref 英のキプロス占領言及）
 - ・古代遺跡への言及：オスマン人による古代の「発見」と「所有」
 - ・多民族・多宗教帝国
 - ・民族的特徴：アルバニア人（勇敢、客人歓待、狂信的）、クルド人（勇敢、客人歓待、部族社会）、ラーズ人（Ali Tevfik）、アラブ人（アラビア半島の）（Abdurrahman Şeref）
- ※ 辺境民のみに特殊な属性
- ※ 州年鑑からの引用 州年鑑（州制法施行～）：各州の職官録、各種統計、地理的情報（地方官のハンドブック、支配のための情報）
- ※ 地理教科書→想像されるオスマン帝国の国土 帝国の隅々までにわたる規格化された情報の総体 現実（主権の及ぶ範囲／官僚・学生の巡礼圏）との乖離

おわりに

- ・オスマン帝国の可視化
- ・密教から顕教へ
- ・収縮する帝国と支配（主権）の主張

参考文献

- Abdurrahman Şeref. *Coğrafya-ı Umumi*. Vol. 1. İstanbul: Karabet Matbaası, 1306 (1888).
- . *Coğrafya-ı Umumi*. Vol. 2, 2nd ed. İstanbul: Karabet Matbaası, 1310 (1892).
- . *İstatistik ve Coğrafya-yı Umranî*. İstanbul: Karabet Matbaası, 1314 (1894)
- Ahmed Cemal. *Coğrafya-i Osmani*. İstanbul: Mekteb-i Harbiye Matbaası, 1316 (1900).

- Ali Cevad. *Resmili Mücmel Coğrafya*. Dersaadet: Kasbar Matbaası. 1313 (1895).
- . *Memalik-i Osmaniye'nin Tarih ve Coğrafya Lügati*. 4 vols. Dersaadet: Mahmud Bey Matbaası, 1313-14.
- Ali Tevfik. *Memalik-i Osmaniye Coğrafyası*. İstanbul: Karabet Matbaası, 1308 (1890).
- Menemenlizade Mehmed Tahir. *Osmanlı Coğrafyası*. İstanbul: Karabet Matbaası, 1312 (1894).
- Şemseddin Sami. *Kamusü'l-A'lâm*. 6 vols. İstanbul: Mihran Matbaası, 1306-16 (1889-98).
- Salname-i Devlet*.
- Trablusgarb Vilayet Salnamesi*.
- Trabzon Vilayet Salnamesi*.
- Yemen Vilayet Salnamesi*.

- Akiba, Jun. "Preliminaries to a Comparative History of the Russian and Ottoman Empires: Perspectives from Ottoman Studies." In *Imperiology: From Empirical Knowledge to Discussing the Russian Empire*, ed. Kimitaka Matsuzato, 33-47. Sapporo: Slavic Research Center, 2007.
- Fortna, Benjamin C. *Imperial Classroom: Islam, the State, and Education in the Late Ottoman Empire*. Oxford: Oxford University Press, 2002.
- Herzog, Christoph, and Raoul Motika. "Orientalism alla turca: Late 19th/Early 20th Century Ottoman Voyages into the Muslim 'Outback'." *Die Welt des Islams* 40/2 (2000): 139-195.
- İnalçık Halil; Şevket Pamuk (eds.). *Osmanlı Devleti'nde Bilgi ve İstatistik*. Ankara: T. C. Başbakanlık Devlet İstatistik Enstitüsü, 2000.
- Kühn, Thomas. "Ordering the Past of Ottoman Yemen, 1872-1914." *Turcica* 34 (2002): 189-220.
- Le Gall, Michel F. "A New Ottoman Outlook on Africa: Note on Turn of the Century Literature." *Studies on Ottoman Diplomatic History* 5 (1990): 135-146.
- Makdisi, Ussama. "The "Rediscovery" of Baalbek: A Metaphor for Empire in the Nineteenth Century." In *Baalbek: Image and Monument, 1898-1998*, ed. Hélène Sader, Thomas Scheffer and Angelika Neuwirth, 137-156. Beirut: Franz Steiner Verlag, 1998.

秋葉淳「近代帝国としてのオスマン帝国—近年の研究動向から」『歴史学研究』798 (2005): 22-30.

—「末期オスマン帝国における中央＝周縁関係の再編—「オスマン版オリエンタリズム」の研究」小沢弘明（研究代表者）『ヨーロッパ近現代史における中心＝周縁関係の再編』2005年度～2007年度科学研究費補助金（基盤研究(B)）研究成果報告書, 2008.



オスマン領ヨーロッパ (1900年頃)



オスマン領アナトリア (1900年頃)

近代オスマン帝国の知識人と帝国意識

佐々木 紳

はじめに

▼近年の研究動向

- ・ 帝国主義・植民地主義の主体としてのオスマン帝国：「オスマン版帝国主義 Ottoman imperialism」[Makdisi 2002]¹、「オスマン版植民地主義 Osmanlı sömürgeciligi」[Eldem 2003]、「借用された植民地主義 borrowed colonialism」[Deringil 2003]²
- ・ 日本での先駆的指摘（「被支配民族」に対する「オスマン帝国主義」）[新井1977: 53]³、紹介と比較史的観点からの適用（「近代帝国」としてのオスマン帝国）[秋葉2005a; 2005b]、通史への反映（「帝国主義的支配を実施する主体」としてのオスマン帝国）[林2008: 364]
- ・ 先行研究の関心はアブデュルハミト二世（第34代スルタン、在位1876-1909年）の時代に集中。行政文書史料を用いた政策面の分析が進捗。帝国の「ハード」な側面の解明は進むが…。

▼近代オスマン帝国における「帝国意識」

- ・ 「帝国意識」とは？：「帝国支配国の人々の間に、支配する立場に立っていることをいわば当然のことと感じるような意識（あるいは無意識のうちに抱く心性）」[木畑2008: 3; cf. 木畑1987: 275-276]。
- ・ たしかに、列強の一員としてのオスマン帝国、その支配層としてのムスリム（イスラーム教徒）という自己イメージは、1860年代から70年代の新聞紙上でさかんに議論。ただし、イギリス帝国史研究の分析概念たる「帝国意識」を、オスマン帝国史研究に適用するにあたっては調整が必要。

¹ マクディスイーは「オスマン版帝国主義」を、「反抗的であると見なされた周縁 supposedly recalcitrant peripheries を力づくで近代 an age of modernity に引き入れる」ための「実践と言説 practices and discourses」と定義し、対内的には改革者が「前近代的な過去 a pre-modern past」と見なしたものと決別を、対外的には「ヨーロッパ列強のヘゲモニー the hegemony of European powers」からの脱却をめざすプロジェクトとする [Makdisi 2002: 30]。

² デリンギルは「借用された植民地主義」の語を、ガイヤーが帝政ロシア史研究で用いた「借用された帝国主義 borrowed imperialism」から流用したとする [Deringil 2003: 312, n. 6; cf. Geyer 1987: esp. Part II]。

³ 世界史のより広い文脈で、アジアにおける帝国主義の主体と客体の問題を考察した研究として、江口 [1991] を参照。

- ・「タンズィマート」（再編成・再組織）の時代（1839-76年）：「多宗教帝国」としてのオスマン帝国の転機 [鈴木1996]。それゆえ、近代オスマン史の文脈で「帝国意識」を考察する際には、宗教宗派の差異が支配層と被支配層とを隔てるメルクマールであった点に注意が必要。

▼本報告の目的

- ・近代オスマン帝国のムスリム知識人の発言を手掛かりに、彼らの「帝国意識」や「文明意識」のあり方の一端を、とくに外に向かう「意識」と内に向かう「意識」をめぐる言説に注目して考察する。
- ・事例として、1860年代後半に展開された新オスマン人運動と、1870年代前半にオスマン帝国で高揚したパン・イスラーム論議を取り上げ、ムスリム・オスマン知識人の「帝国意識」や「文明意識」のあり方を、オスマン・トルコ語（アラビア文字で表記された文語のトルコ語）史料に基づいて検討する。

1. 新オスマン人の「文明意識」とイスラーム

▼「新オスマン人」とは？

- ・1860年代から70年代にかけて、新聞・雑誌を通して立憲運動や新文学運動を展開したムスリム知識人グループ。ナムク・ケマル（1840-88年）、アリ・スアーヴィー（1839-78年）、ズィヤー・パシヤ（1829-80年）など。
- ・研究動向：イスラーム思想と西洋思想の先駆的統合者 [Mardin 1962]。イスラーム・モダニストとしての側面への注目 [Türküne 1991]。世界史（「東方問題」）の文脈における新オスマン人の位置を探る試み [Çiçek 2010]。日本での研究 [護1967；新井1977；佐々木2006；佐々木2010]。

▼新オスマン人の不満(1)——ヨーロッパ列強のダブル・スタンダード

- ・インド大反乱（1857年）、ポーランド一月蜂起（1863年）⁴、アイルランドのダブリン蜂起（1867年）、フランスなどのメキシコ出兵（1861年）、イギリス領ジャマイカでの反乱（1865年）⁵などと、オスマン領内で発生したクレタ問題（1866-69年）を並列して論ずる【史料

⁴ 新オスマン人と一部のポーランド人亡命者は、オスマン帝国の再生によってロシアに対抗するという戦略のもとで提携を模索した。両者の関係については、Davison [1963: 214-215]を参照。ポーランド人亡命者のオスマン帝国での活動については、早坂 [1987] と佐々木 [2008] を参照。

⁵ 現地の黒人住民による蜂起を鎮圧したジャマイカ総督に対する告訴運動を主導したJ・S・ミルは、イギリスの外交官・政治家であったデイヴィッド・アーカート（David Urquhart, 1805-77年）と親交が

①】。

- ・親オスマンの知識人のチャールズ・ウェルズ (Charles Wells, 1839-1917年)⁶ は、『報道者』紙上で「国際法 hukûk-ı milel」の観点から列強批判を展開【史料②】。
- ・ただし、いずれの史料においても、帝国主義や植民地主義そのものは不問とされ、帝国主義・植民地主義の主体としてのオスマン帝国のあり方が問われることもない。

▼新オスマン人の不満(2)——イスラームと「文明」との関係

- ・イスラーム国家たるオスマン帝国が文明国として遇されていないことへの強い不満。イスラームは「文明 medeniyet」や「進歩 terakkî」に背反せず。むしろイスラームは「文明」を体現。
- ・『報道者』:「我々はムスリムである。ムスリムこそ、かつて文明の翼 cenâh-ı temeddün をスペインのテージョ川 [タホ川] からインドのガンジス川まで広げ、世界に文明 medeniyet を発したのである。」[“Usûl-i Meşveret,” *Le Mukhbir*, no.27 (14 mars 1868): 2b]
- ・『自由』:「我々は、ムスリムの宗教の政治の諸原理が、公正 ‘adâlet, 文明 medeniyet, 進歩 terakkî に完全に適っていると見なした。[中略] 合理的で有用なもの、それがイスラームの教えで合法 meşrû‘ となれば、他の諸宗教を奉ずる人々が承認を拒む理由などあるうか。」[“Usûl-i Meşverete Dâ’ir Geçen Numaralarda Münderic Mektûbların Altıncısı,” *Hürriyyet*, no. 18 (26 octobre 1868): 8a]
- ・ヨーロッパ人のイスラームについての「偏見」に対抗して、イスラームの文明論的優位を説く新オスマン人——イスラームは「文明」や「進歩」と調和する。イスラーム国家たるオスマン帝国も文明国の一員たりうる。「文明」としてのイスラームに適った判断は、オスマン帝国のムスリムのみならず非ムスリムにも受け入れられる…。

あった [山下1998: 101]。オスマン帝国の再生の機軸をイスラームに求め、またロシアの拡張主義を激しく批判したアーカートの議論は、1867年以降ヨーロッパで亡命生活を送ったアリ・スアーヴィーにも大きな影響を与えたという [Çelik 1994: 119-132]。なお、ジャマイカ問題はアイルランド問題とともに、当時のイギリスの国論を二分するほどの重大な争点となっていた [ウィリアムズ1999: 227]。新オスマン人がロンドンで発行した『報道者』や『自由』の論調を考察する上で、留意すべき点であろう。

⁶ イギリスのキングズカレッジでトルコ語の教鞭をとり、1869年からはイスタンブルの「帝国海軍兵学校 Mekteb-i Bahriyye-i Şâhâne」で英語教師を務めたウェルズについては、Çelik [1994: 137-143]を、より詳しくは Çelik [1996]を参照。なお、新オスマン人に関する最新の専著である Çiçek [2010]は、「東方問題」をめぐる新オスマン人の議論に、ウェルズやアーカートら親オスマンの知識人の強い影響を見る。

2. 「平等」の問題と二つの「平等」

▼近代オスマン帝国におけるムスリムと非ムスリムとの関係

- ・19世紀半ばに至っても支配層（ムスリム）と被支配層（非ムスリム）とを隔てる基準は宗教。タンズィマート改革の進展にともない、両者の「平等」の実現は国策として進められる。
- ・ムスリム知識人たる新オスマン人は、この事態を、非ムスリム臣民への「特権」付与によるムスリム臣民の地位の相対的低下と捉える。それゆえ、1856年の「改革勅令」を「平等勅令 *Müsâvât Fermânı*」や「特権勅令 *İmtiyâz Fermânı*」と呼び、オスマン政府による改革政策を批判【史料③】。
- ・アフエーマティヴ・アクションとしての「改革勅令」：ムスリムの視点から見た「平等」の問題は、「非ムスリムにとっては特権を、ムスリムにとっては不平等を生み出す」悪循環 [Kara 2000: 309]。「ムスリム民衆からすれば、帝国の改革とは新しい抑圧のシステムにほかならなかった」[小松1998: 20]。「ムスリムはキリスト教徒の特権 *imtiyâz* をたいへんに羨みはじめ、この羨みは徐々に嫉妬と敵対に変じていった」[“Mes’ele-i Şarkıyye’nin Bugünkü Hâli,” *Le Mukhbir*, no. 2 (7 septembre 1867): 3b]。

▼新オスマン人の説く「平等」の内実

- ・『自由』: 1839年の「ギュルハネ勅令」以来表明されてきた「平等」とは、「個人についての権利 *hukûk-ı şahsiyye*」に関する平等であって、「大宰相」と「荷担ぎ」とを等し並みに扱おうとする絶対的な平等ではない【史料④】。
- ・『報道者』: 「正当な平等 *müsâvât-ı meşrû’a*」と「絶対的な平等 *müsâvât-ı mutlaka*」【史料⑤】。
- ・新オスマン人は、臣民の権利と義務とに関する「正当な平等」を肯定的に評価する一方で、支配層と被支配層とのあいだの「絶対的な平等」には反対。

▼「治者」と「被治者」との「平等」

- ・『自由』: そもそも「イスラーム国家 *devlet-i İslâmiyye*」たるオスマン帝国では、ムスリムと非ムスリムの「平等」はすでに実現している【史料⑥⑦】。しかし、ヨーロッパ人はこの点を理解していない【史料⑧】。
- ・『報道者』: オスマン臣民のあいだの「正当な平等」は保障されねばならない。しかし、それによって帝国の「治者 *hâkim*」と「被治者 *mahkûm*」との関係をゆるがせにはならない【史料⑨】。

▼「治者」たることの自明性

- ・『自由』: 「多数を占めるイスラームの宗教共同体」【史料⑩】⁷。
- ・『報道者』: 列強の植民地における支配-被支配関係のアナロジー【史料⑪】。
- ・文明国/列強の一員としてのオスマン帝国, そのオスマン帝国の支配層としてのムスリム, という自己イメージ = 新オスマン人の「帝国意識」

3. パン・イスラーム論議と「帝国意識」

▼パン・イスラーム思想

- ・世界各地のムスリムの連帯を模索する思想。オスマン帝国では, 1860年代末から70年代初頭に登場。背景として, ヨーロッパの国際情勢の変動(ロシアの進出とドイツの台頭), クリミア戦争後のオスマン帝国における社会不安の高まり (ex. カフカースからの移民問題)。
- ・オスマン帝国のパン・イスラーム思想は, 国際政治の変動に対応するための外交戦略として登場。オスマン・トルコ語新聞『洞察』などでさかんに議論。やがて, ムスリム臣民の統合を進めるためのイデオロギーとして結晶化⁸。

▼エサト著『ムスリムの統一』(イッティハード・イスラーム)

- ・海商法廷記録官エサト (1842-1901年): 中級官僚でありながらジャーナリストとしても活躍。後述の『ムスリムの統一-İttihâd-ı İslâm』(1873年刊)のほか『立憲政治 Hükümet-i Meşrûta』(1876年刊)も著す。草創期の「統一進歩委員会」の活動にも参加⁹。
- ・『ムスリムの統一』¹⁰: オスマン知識人がパン・イスラーム思想について著した初めての冊子。『洞察』などの諸新聞で展開された当時の論議を総合 [Türküne 1991: 234-237]。「ムスリムの統一」による内外への影響, 巡礼や礼拝の意義, イスラームの「正しい」知識を普及させるための地理協会や宣教団の必要性などを論ずる。ただし, 「統一の光 ziyâ-yı ittihâd」は「イスラームのカリフの偉大なる本拠 merkez-i celil-i hilâfet-i İslâmiyye」たる

⁷ 当時のオスマン帝国の総人口は約4000万人とされ, そのうち非ムスリムはおよそ1400万人と推計される [Karpat 1985: 117]。帝都イスタンブルにいたっては, 非ムスリムの人口が全体の5割を超え, 正教徒とアルメニア教会信徒とがそれぞれ2割前後の人口を占めていた [Behar 1996: 73-74]。

⁸ オスマン帝国におけるパン・イスラーム思想の形成とヨーロッパの国際情勢の変動との関係については, 次の口頭発表にて考察した。佐々木紳「オスマン帝国と普仏戦争: 情勢分析からパン・イスラーム主義へ」日本中東学会第24回年次大会 (於千葉大学, 2008年5月)。

⁹ エサトの経歴について, 詳しくは, Özdiş [2008]を参照。

¹⁰ オスマン・トルコ語における「イスラーム İslâm」の語には, 人間集団としての「イスラーム教徒」を指す用法がある。Cf. Şemse'd-dîm Sâmî [1890: 112].

イスタンブルから発さなければならない、とする [Es'ad n.d.: 24]。

▼パン・イスラーム論議における「文明意識」と「帝国意識」のリンク

- ・世界各地のイスラムの連帯によるオスマン帝国の国威発揚と、帝国内の「異端」や「未開」の諸集団を「文明化」することとが表裏をなして論じられる【史料⑫】。
- ・オスマン帝国の枠組みを前提とするかぎり、オスマン知識人の説くパン・イスラーム思想が反帝国主義的な方向に向かうことは困難 [cf. 新井1977: 54]。パン・イスラーム論議のなかで語られるオスマン版の「文明化の使命」も、帝国の「中心」から「周縁」に向けられた統合／同化のレトリックにすぎず。

おわりに

▼結論：1860年代後半の新オスマン人の議論や70年代前半のパン・イスラーム論議からうかがうことのできる、列強の一員たるオスマン帝国の「治者」としてのイスラム、という自意識は、近代オスマン知識人における「帝国意識」や「文明意識」の存在を示す確たる事例と見なしうる。

▼課題と展望：帝国主義・植民地主義の「客体」でありながら「主体」でもあるという両義性を抱えた近代オスマン知識人の思考様式をどう捉えるか？「ヨーロッパ」のみならず「アジア」の知識人にも見いだすことのできる「帝国意識」の問題をどう考えていくか？

■ 史料

【史料①】『報道者』第14号 [Le Mukhbir, no. 14 (28 novembre 1867): 4c]

クレタ問題 Girid Mes'elesi について一考すべき点がある。すなわち、インドやポーランドやアイルランドやメキシコ、そしてイギリス領のいくつかの島々では、多くの騒乱が発生して血が流れた。諸大国は、そのいずれにも干渉しなかった。我々のクレタに4人のならず者が現れるや、どれほど外国の干渉が生じたことか。[中略] つまるところ列強 düvel-i mu'azzama は、相互に認め合った諸権利 hukük を、オスマン国家については尊重していない。つまり、我々の政府を彼らは国家と見なしていないのだ。

【史料②】『報道者』第16号 [Charles Wells, “Türkce lisân üzere (Tedbîr-i Mülk) risâlesinin mü'ellifî, İngiliz 'ulemâsından (Charles Wells) Efendi'nin (Muhbir'e) irsâl buyurduğu benddir ki 'aynıyla derc olundu,” Le Mukhbir, no. 16 (12 décembre 1867): 3a]

同様に崇高なる国家 [オスマン帝国] が、インドではイスラムに圧制がおこなわれている、

といってイギリスの内部事情 *umûr-ı dâhiliyye-i İngiliziyeye* に干渉したとすれば、イギリス政府は黙ってはいなかったはずである。いったいなぜ黙ってはいられないのか？ この干渉は国際法の諸原則 *kavâ'id-i hukûk-ı milel* に反していると [イギリス政府は] いうにちがいない。とすれば、ヨーロッパ諸国がキリスト教徒の庇護を口実にして崇高なる国家の固有の内部事情に介入することもまた、国際法の対極にあるとせざるをえない。

【史料③】『自由』第12号 [*Hürriyyet*, no. 12 (14 septembre 1868): 2b-3a]

おまえは名高き特権勅令 *İmtiyâz Fermânı* [1856年の改革勅令のこと] を発した。キリスト教徒から州知事やパシヤや特等官や一等官をこしらえた。ギリシアとの国境を越えてきて、その手に武器を携えたまま捕まった山賊どもを放免した。クレタの賊どもを息子のごとく目にかけておきながら、幾千ものムスリム住民の血を流し、その財産を破壊した。[中略] かつて加えて、国家評議会と最高法院とをこしらえた。これらにキリスト教徒の多数の成員を加え、さらには多額の給与を与えた、などなど。おまえはこうした事どもを、単に [外国の] 大使のお歴々を喜ばせるために実行の場に移したのだ。

【史料④】『自由』第15号 [“*Mes'ele-i Mûsâvât*,” *Hürriyyet*, no. 15 (5 octobre 1868): 3a-3b]

ギュルハネ勅令にある平等 *mûsâvât* とは、個人についての権利 *hukûk-ı şahsiyye*、つまり皆が諸法廷で公正を見いだすことにほかならない。それゆえ第一に、至高の御門 [オスマン政府] が「ギュルハネ勅令は絶対的な形で *bir sûret-i mutlakada* 平等の原則を宣言した」というのは、事実に反するどころか、むしろ嘲笑に値する無知の言なのである。

【史料⑤】『報道者』第37号 [“*Mahsûsât*,” *Le Mukhbir*, no. 37 (3 juin 1868): 3c]

平等 *mûsâvât* とは、「法の規定が集団の諸個人について例外なく通用すること、また皆が等し並みに何らかの権利 *hukûk* と何らかの義務 *vazâ'if* とをもつこと」をいう。これは正当な平等 *mûsâvât-ı meşrû'a* とも呼ばれるのだが、絶対的な平等 *mûsâvât-ı mutlaka* と理解されてはならない。[中略] 正当な平等は、宗教や宗派や位階や職務の如何を問わず、皆のあいだで正義が実施されることを明確に命じた、アフマド [預言者ムハンマドの別称] の輝かしきシャリーアの貴き規定に反さぬばかりか、あらゆるイスラーム国家 *hükümet-i İslâmiyye* がその実施に責を負う宗教的義務なのである。

【史料⑥】『自由』第11号 [*Hürriyyet*, no. 11 (7 septembre 1868): 8a-8b]

あなたがたは何を恐れているのか？ 我々がキリスト教徒に圧制をおこなうということをか？ 知るがよい。我々の宗教の教えによれば、諸権利の上で皆は平等である *hukûkca herkes mûsâvidir*。考えてもみよ。スペイン人がグラナダを奪ったとき、彼らは人々に改宗を強制して [拒む者を] 火刑に処した。我々がイスタンブルを奪ったとき、我々は全ての宗派の人々に対して、宗教的儀礼を実践することに完全なる許可を与えた。我々が宗教の教えに従うならば、あなたがたにとってそれにまさる安全はありえないのであって、我々は誰に対しても、圧制どころか欺くことさえしないのだ。

【史料⑦】『自由』第15号 [“Mes’ele-i Mûsâvât,” *Hürriyyet*, no. 15 (5 octobre 1868): 2b]

皆の知っていることではあるが、イスラームのシャリーアは諸権利の問題 *mesâ’il-i hukûkiyye* でムスリムとキリスト教徒とを区別しない。崇高なる国家 [オスマン帝国] もまたイスラーム国家 *devlet-i İslâmiyye* なのだから、その臣民についてこの平等 *mûsâvât* を実践することは、宗教的義務の一つなのである。

【史料⑧】『自由』第15号 [“Mes’ele-i Mûsâvât,” *Hürriyyet*, no. 15 (5 octobre 1868): 1b-2a] (訳文の作成にあたっては、新井 [2009: 148-149] も参照した。)

ただし、[オスマン] 臣民の平等 *mûsâvât-ı teba’â* の問題では、大半のヨーロッパ人の信念は実態とは完全に背反しており、500年にわたって治者 *hâkim* であり征服者 *fâtih* であることの特権 *imtiyâz* を享受してきた民族 *kavm* が、20年のうちにその被治者 *mahkûm* に敗れて踏みにじられんばかりに没落したことを彼らは想像することができないので、[中略] この点での我々独自の見解と情報とを表明する必要がある。

【史料⑨】『報道者』第37号 [“Mahsûsât,” *Le Mukhbir*, no. 37 (3 juin 1868): 4a]

イスラームの民 *ehl-i İslâm* は、時の趨勢ではなくクルアーンが求めているので、臣民の多様な諸集団のあいだに正当な平等の原則 *mûsâvât-ı meşrû’â kā’idesi* が行きわたることを望む。キリスト教徒であれ、ユダヤ教徒であれ、他のオスマン臣民 *teba’â-i ‘Osmâniyye* をみずからの祖国同胞 *vatandaş* と見なす。そして、全員の諸利益をみずからの利益のように認める。しかし、その被治者 *mahkûm* たる民族 *kavm* がより多くの特権を享受すること *daha ziyâde mûmtâz olması* をよしとはしないばかりか、みずからの治者 *hâkim* となることをいかなるときも受け入れることはない。

【史料⑩】『自由』第12号 [“Usûl-i meşveret hakkında dördüncü nüshamızdaki bend üzerine îrâd olunan ba’zı i’tirâzlara cevâben bir zâta yazılmış mektûbdur ki maksada müte’allik olduğuyçun tab’ı münâsib görüldü,” *Hürriyyet*, no. 12 (14 septembre 1868): 6a]

正教徒 *Rumlar* とは何者か？ オスマン帝国の諸国土の人々が全て一箇所に集まるならば、そのなかで正教徒を見つけるためには顕微鏡 *hurdebîn* を使う必要が生じるのだ。[中略] 彼らは知らないのだろうか？ 我々の国で多数を占めるイスラームの宗教共同体 *millet-i İslâmiyye* が、オスマン王家をどれほど愛しているのかを。そして、公正なパーディシャーの片言隻句のためにも命を投げ出すということ。

【史料⑪】『報道者』第13号 [*Le Mukhbir*, no. 13 (21 novembre 1868): 3b]

[ヨーロッパ各紙は] トルコ *Türkistân* においてムスリムが治者の集団 *fırka-i hâkime* であり、キリスト教徒が被治者の *mahkûme* [集団] であるかぎり、平等たりえないという。これは正しい。しかし、このことが諸権利の上での平等 *hukûkca mûsâvât* に抵触することはない。インドでは、イギリス人 *İngiliz* とインド人 *Hindî* とは諸権利の上で平等も同然である。しかし、それでもイギリス人は治者の集団である。アルジェリアでのフランス人 *Fransızlar* もこうである。

【史料⑫】エサト『ムスリムの統一』[Es'ad n.d.: 23]

対外的には上述の方策を実施する一方、対内的にもまた、崇高なる国家〔オスマン帝国〕に服属するアラブ地域‘Arabistân やクルド地域 Kür[di]stân におり、野蛮 *bedeviyet* の内に暮らし、人類の子孫 *ebnâ-yı nev'* に害を及ぼす〔バドウィンの〕アラブ人ども‘Urbân やクルド人ども *Ekrâd* もまた速やかに文明の圏域 *dâ'ire-i medeniyet* に取り込んで〔中略〕真の内なる統一 *ittihâd-ı dâhilî ve samîmî* もまた自然に生ずることとなる。

■ 参考文献

▼定期刊行物史料

Hürriyyet (自由 : London/ Geneva, 1868-1870)

Le Mukhbir (報道者 : London, 1867-1868)

▼外国語文献

Behar, Cem (ed.) 1996. *Osmanlı İmparatorluğu'nun ve Türkiye'nin Nüfusu 1500-1927*. Ankara: T. C.

Başbakanlık Devlet İstatistik Enstitüsü. (オスマン帝国およびトルコの人口1500-1927年)

Çelik, Hüseyin. 1994. *Ali Suavî ve Dönemi*. İstanbul: İletişim Yayınları. (アリ・スアーヴィーとその時代)

———. 1996. *Türk Dostu, İngiliz Türkolog Charles Wells: Hayatı-Eserleri ve Osmanlı Türkleri ile İlgili Düşünceleri*. Ankara: T. C. Kültür Bakanlığı. (トルコ人の友、イギリス人トルコ学者チャールズ・ウェルズ：その生涯、著作、オスマン・トルコ人に関する思索)

Çiçek, Nazan. 2010. *The Young Ottomans: Turkish Critics of the Eastern Question in the Late Nineteenth Century*. London and New York: I. B. Tauris.

Davison, Roderic H. 1963. *Reform in the Ottoman Empire 1856-1876*. Princeton: Princeton University Press.

Deringil, Selim. 2003. “‘They Live in a State of Nomadism and Savagery’: The Late Ottoman Empire and the Post-Colonial Debate.” *Comparative Studies in Society and History*, 45/ 2: 311-342.

Eldem, Edhem. 2003. “Osman Hamdi Bey: Irak'ta Osmanlı Sömürgeciliğinin Bir Tanığı.” *Toplumsal Tarih*, 114: 92-97. (「オスマン・ハムディ・ベイ：イラクにおけるオスマン版植民地主義の一証人」『社会史』所収)

Es'ad. N.d. [1873?] *İttihâd-ı İslâm*. N.p. (ムスリムの統一)

Geyer, Dietrich. 1987. *Russian Imperialism: The Interaction of Domestic and Foreign Policy 1860-1914*. B. Little, tr. New Haven: Yale University Press.

Kara, İsmail. 2000. “Müşâvat yahut Müslümanlara Eşitsizliği: Bir Kavramın Siyaseten/ Dinen İnşası ve Dönüştürücü Gücü.” In *Osmanlı Devleti'nde Din ve Vicdan Hürriyeti* (A. Özcan, ed.), 307-347, İstanbul: Ensar Neşriyat. (「平等またはムスリムへの不平等：概念の政治的／宗教的構築とその影響力」『オスマン国家における宗教と良心の自由』所収)

Karpat, Kemal H. 1985. *Ottoman Population 1830-1914: Demographic and Social Characteristics*. Madison: The University of Wisconsin Press.

- Makdisi, Ussama. 2002. "Rethinking Ottoman Imperialism: Modernity, Violence and the Cultural Logic of Ottoman Reform." In *The Empire in the City: Arab Provincial Capitals in the Late Ottoman Empire* (J. Hanssen, Th. Philipp and S. Weber, eds.), 29-48, Würzburg: Ergon.
- Mardin, Şerif. 1962. *The Genesis of Young Ottoman Thought: A Study in the Modernization of Turkish Political Ideas*. Princeton: Princeton University Press.
- Özdiş, Hamdi. 2008. "Yeni Osmanlılıktan İttihatçılığa Bir Portre: 'Esad Efendi' (1842-1901)." *Kebikeç*, 26: 7-35. (「新オスマン人から統一派にかけての肖像：エサト・エフエンディ (1842-1901年)」『ケビケチ』所収)
- Şemse'd-dîn Sâmî. 1890. *Kāmûs-ı Türkî*. Der-sa'âdet: İkdâm Matba'ası. (トルコ語辞典)
- Türköne, Mümtaz'er. 1991. *Siyasî İdeoloji Olarak İslâmcılığın Doğuşu*. İstanbul: İletişim Yayınları. (政治イデオロギーとしてのイスラーム主義の誕生)

▼日本語文献

- 秋葉淳 2005a. 「近代帝国としてのオスマン帝国：近年の研究動向から」『歴史学研究』798: 22-30.
- 2005b. 「日露戦争とイェメン：日本とオスマン帝国のアナロジー」『戦争の時代と社会：日露戦争と現代』（安田浩・趙景達編），123-142，青木書店。
- 新井政美 1977. 「ナムク・ケマルをめぐる二，三の問題点」『史学雑誌』86/ 4: 45-61.
- 2009. 『オスマン帝国はなぜ崩壊したのか』青土社。
- ウィリアムズ，E 1999. 『帝国主義と知識人：イギリスの歴史家たちと西インド諸島』（田中浩訳，岩波モダンクラシックス）岩波書店。
- 江口朴郎 1991 [1954] 『帝国主義と民族』（第2版）東京大学出版会。
- 木畑洋一 1987. 『支配の代償：大英帝国の崩壊と「帝国意識」』東京大学出版会。
- 2008. 『イギリス帝国と帝国主義：比較と関係の視座』有志舎。
- 小松久男 1998. 「危機と応戦のイスラーム世界」『イスラム世界とアフリカ』（岩波講座世界歴史21），3-78，岩波書店。
- 佐々木紳 2006. 「ナムク・ケマルの立憲議会構想：国家評議会からウスーリ・メシュヴェレトへ」『史学雑誌』115/ 1: 1-34.
- 2008. 「1860年代オスマン帝国の議会議論：ハイレッティン＝カルスキの思想を中心に」『史学雑誌』117/ 8: 1-35.
- 2010. 「新オスマン人運動の形成とクレタ問題：『報道者Muhbir』紙の募金活動を中心として」『アジア・アフリカ言語文化研究』79: 73-93.
- 鈴木董 1996. 「オスマン帝国の政治統合における宗教と民族：イスラム世界からナショナリズムを見る」『思想』863: 134-153.
- 早坂真理 1987. 『イスタンブール東方機関：ポーランドの亡命愛国者』筑摩書房。
- 林佳世子 2008. 『オスマン帝国500年の平和』講談社。
- 護雅夫 1967. 「トルコの思想家：自由主義の父ナムク＝ケマル」『イスラムの思想』（講座東洋思想7），236-266，東京大学出版会。
- 山下重一 1998. 『J. S. ミルとジャマイカ事件』御茶の水書房。